

# トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群(SAS)

## スクリーニング検査および入院検査の助成金交付要綱

平成17年11月1日制定  
公益社団法人宮城県トラック協会

### (目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、貨物自動車運送事業者が、雇用している運転者に睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という)スクリーニング検査並びにその結果の入院検査(精密検査)を受診させた場合、その費用の一部を助成することにより、事業者の健康起因事故防止に対する一層の配慮を促すことを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、雇用している運転者にSASスクリーニング検査並びにその結果の入院検査(精密検査)を受診させる貨物自動車運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)とする。

### (助成対象検査)

第3条 助成対象となる検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第1次検査(簡易アンケートによるチェック・解析・判定)及び第2次検査(フローセンサー法やパルスオキシメトリー法等による簡易スクリーニング検査)並びにその結果の入院検査(精密検査)を必要とする場合とする。

### (助成対象検査・医療機関)

第4条 スクリーニング検査(第1次検査及び第2次検査)の助成対象となる検査・医療機関は、全日本トラック協会(以下「全ト協」という)が指定する機関とし、次に示すものとする。

- (1) NPO法人 睡眠健康研究所
- (2) NPO法人 ヘルスケアネットワーク
- (3) 一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター
- (4) 宮ト協が指定し全ト協が認定した検査・医療機関

2 入院検査の助成対象となる検査・医療機関は、健康保険が適用される機関とする。

### (助成金額)

第5条 助成金額は、次に示すものとする。

なお、スクリーニング検査(第1次検査及び第2次検査)に係る1事業者の助成人数は、宮ト協に届出している車両台数(会員名簿への登載車両台数)と同数を限度(最大100名まで)とする。

- (1) スクリーニング検査(第1次検査及び第2次検査)の費用 1名あたり5千円を上限
- (2) 入院検査(精密検査)の費用 1名あたり1万円を上限

※入院検査の助成対象は、当該年度のスクリーニング検査(第1次検査及び第2次検査)の助成を受けた運転者に限る。1事業者の助成人数は、宮ト協に届出している車両台数(会員名簿への登載車両台数)と同数を限度(最大5名まで)とする。

### (助成金交付の申請)

第6条 事業者は、令和5年度に雇用している運転者にスクリーニング検査(第1次検査及び第2次検査)を受診させる場合、様式1-1「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査事前申込書」(以下「スクリーニング検査事前申込書」という)により助成金交付の申請をする。【事前申請】

受付期間は、令和5年4月1日から令和6年2月2日まで(予算額に達した場合はその時点で受付終了)とする。

なお、事業者は、検査・医療機関に検査の予約をし、様式1-1「スクリーニング検査事前申込書」を提

出した日より1ヵ月を目途に検査を受けさせなければならない。

- 2 事業者は、令和5年度にスクリーニング検査(第1次検査及び第2次検査)において入院検査が必要と判定された運転者に受診(入院検査)させる場合、様式2-1「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る入院検査事前申込書」(以下「入院検査事前申込書」という)により助成金交付の申請をする。【事前申請】  
受付期間は、令和5年4月1日から令和6年2月2日まで(予算額に達した場合はその時点で受付終了)とする。

なお、事業者は、検査・医療機関に検査の予約をし、様式2-1「入院検査事前申込書」を提出した日より1ヵ月を目途に検査を受けさせなければならない。

#### (検査の受診)

第7条 事業者及び検査申込者は、検査にあたり、様式1-2「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査申込書兼委任状」(以下「スクリーニング検査申込書兼委任状」という)に署名・捺印し、正本を検査・医療機関に提出し、写しを事業者が保管する。

- 2 事業者は、検査の申込者が様式1-2「スクリーニング検査申込書兼委任状」の写しを求めた時は交付する。

- 3 様式1-2「スクリーニング検査申込書兼委任状」の取扱いについては、検査・医療機関及び事業者は、個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失・流出等がないよう十分注意する。

#### (実績の報告及び助成金交付の請求)

第8条 事業者は、運転者にスクリーニング検査(第1次検査及び第2次検査)を受診させた時は、令和6年2月29日までに、様式1-3「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査実績報告書」により実績の報告及び助成金交付の請求をする。【実績報告】

2 事業者は、運転者に入院検査を受診させた時は、令和6年2月29日までに、様式2-2「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る入院検査実績報告書」により実績の報告と助成金交付の請求をする。

【実績報告】

#### (助成金の交付)

第9条 宮ト協は、前条による助成金交付の請求があった場合、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めた時は、事業者に対して助成金を交付する。

#### (検査結果等の報告)

第10条 事業者は、スクリーニング検査(第1次検査及び第2次検査)受診後、その結果等について、全ト協へ報告(アンケート方式)しなければならない。全ト協のホームページを開き、ウェブ上で回答する。

#### (助成金の返還)

第11条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

#### (報告の義務)

第12条 助成金交付を受けた事業者は、宮ト協からの求めがあった場合(調査等)、所定の報告を行わなければならない。

#### (その他の必要な事項)

第13条 この要綱に定めるものの他、助成金交付に関するその他の必要な事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は令和5年4月1日から施行する。

## 参 考

全日本トラック協会指定 SAS検査・医療機関

1 NPO法人 睡眠健康研究所

〒156-0041 東京都世田谷区大原2-15-15

TEL 03-5355-9941 FAX 03-5355-9956

2 NPO法人 ヘルスケアネットワーク

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2 大阪府トラック総合会館3F

TEL 06-6965-3666 FAX 06-6965-5261

3 一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館2F

TEL 03-3359-9010 FAX 03-3356-5454

宮城県トラック協会指定(全ト協認定) SAS検査・医療機関

1 医療法人仁泉会 みやぎ健診プラザ

〒984-0015 仙台市若林区卸町1-6-9

TEL 022-231-3655 FAX 022-231-3601

2 小野よしあき内科クリニック

〒980-0813 仙台市青葉区米ヶ袋2-3-4

TEL 022-211-0125 FAX 022-211-0135